

設 計 書

	課 長		課 長 補 佐		課 長 補 佐		係 長		審 査 者		設 計 者	
年 月 日	令和 8 年 月 日						工 事 概 要	牟田川(左岸) 施工延長 L=10.2m 目地付着物除去工 1式 石積空洞部洗浄下地処理 1式 石積専用接着剤注入工 1式 表面刷毛引工 1式 張りコンクリート工 1式 準備費(伐採、運搬、処分) 1式				
工 事 番 号	第 号											
河 川 名 路 線 名	牟田川											
施 行 位 置	阿久根市 折口 地内											
工 事 名	令和8年度 市単独事業 牟田川河川改修工事											
工 期	120日間	施 行 方 法		直 営 ・ 請 負								
支 出 科 目	年 度 8	会 計		款		項	目	節				
	区 分		金 額				摘 要					
	設 計 額		円									
其 の 他	牟田川の護岸の一部がはらみ出し、吸出が発生、隣接地等に支障をきたしている状況であるため、護岸を復旧することで、護岸の安定と河川の機能向上を図るものである。											

費 用	金 額	備 考
事 業 費	円	
工 事 費	円	
本 工 事 費	円	工事価格 円 消費税 相当額 円
附 帯 工 事 費		
測量 及 び 試験費		
用地費 及び 補償費		
換 地 諸 費 又 は 権 利 交 換 諸 費		
事 務 費		
事 務 雑 費		
工 事 雑 費		

工 事 設 計 書		
設計書総括情報		
事 務 所 名	阿久根市	
設 計 書 名	実施設計書	
事 業 名		
積算総括情報		
諸 経 費 体 系	A 公共	
適用単価区分	1 実施単価	
単価適用地区	31 北薩	
単 価 適 用 日	0 令和 8 年 8 月 1 日	
積算条件 / 諸経費情報	【 当 世 代 】 【 前 世 代 】	
前払率 (%) 工 種 施工地域 現場環境改善費 消費税税率 契約保証	0 0 % (前払金保証対象外) 0 1 河川 0 6 一般影響有り(2)その他 0 7 計上無し 0 4 消費税税率 : 1 0 % 0 3 無保証	

本 工 事 費 内 訳 表

頁0-0003

費目・工種・施工名称など		数	量	単 位	単 価	金 額	備 考
本工事費							X1000
牟田川	レベル1			式			Y01000000
石積補修工	レベル2			式			Y01010000
	目地付着物除去工						V0002 0
	石積空洞部洗浄下地処理工	15	m ²				施工内訳0-0001号表
		15	m ²				V0003 0
	石積専用接着剤注入工						施工内訳0-0002号表
		367	リットル				V0005 0
	表面刷毛引工						施工内訳0-0003号表
		15	m ²				V0006 0
張りコンクリート工	レベル2			式			施工内訳0-0004号表
							Y01010000
張りコンクリート工（防草コンクリート）	人力打設（-1.0 H 1.0かつW 1.0）						S1421 0
		1	式				施工内訳0-0005号表

08-00000000000-40

阿 久 根 市

本 工 事 費 内 訳 表

頁0-0004

費目・工種・施工名称など	数	量	単 位	単 価	金 額	備 考
＊ ＊ 直接工事費 ＊ ＊						
準備費						Z0005
木根等処分費			式			YZ5010000
伐木 広葉樹等 20cm以上30cm未満	3		本			F0001 0
ダンプトラック運搬（伐木・除根） 運搬距離（3）km D．T 2 t 積	1		台			S2585 0 施工内訳0-0011号表
＊ 処分費（準備費内） ＊						#0043
産業廃棄物受入料 産業廃棄物木くず 産業廃棄物税上乗せ相当額を含む C=14000	1		t			S9910 0 ＊ 施工内訳0-0013号表
共通仮設費（ 率分）			式			
＊ ＊ 共通仮設費計 ＊ ＊						

本 工 事 費 内 訳 表

頁0-0005

費目・工種・施工名称など	数	量	単 位	単 価	金 額	備 考
* * 純工事費 * *						
現場管理費			式			
* * 現場管理費計 * *						
* * 工事原価 * *						
一般管理費			式			
契約保証費			式			
* * 一般管理費等計 * *						
* * 工事価格 * *						
消費税相当額			式			

本 工 事 費 内 訳 表

頁0-0006

費目・工種・施工名称など		数	量	単 位	単 価	金 額	備 考
** 請負工事費 **							
工事価格計							
消費税相当額計							
請負工事費計				式			

目地付着物除去工

V0002

施 工 内 訳 表

施工内訳0-0001号表

15.3 m² 当り

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
土木一般世話役	0.5	人			R2500 1
石工	2.5	人			R0700 1
諸雑費	3	%			#01 発電機，消耗品
*** 合 計 ***	15.3	m ²			
*** 単位当り計 ***	1	m ²			

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
土木一般世話役	0.5	人			R2500 1
石工	0.5	人			R0700 1
普通作業員	1.0	人			R0200 1
塗布型吸水調整剤 ユニレックス 3	0.8	kg			F0004
諸雑費	5	%			#01
*** 合 計 ***	15.3	m ²			
*** 単位当り計 ***	1	m ²			

石積専用接着剤注入工

V0005

施 工 内 訳 表

施工内訳0-0003号表

100 リットル 当り

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
土木一般世話役	0.5	人			R2500 1
石工	0.5	人			R0700 1
特殊作業員	0.5	人			R0100 1
普通作業員	0.5	人			R0200 1
石積専用接着剤 モルダムエース	8.72	セット			F0006
小型注入ポンプ損料 吐出料2.3l/min～10.3l/min	0.5	台			F0007
諸雑費	3	%			#01
*** 合 計 ***	100	リットル			
*** 単位当り計 ***	1	リットル			

表面刷毛引工

V0006

施 工 内 訳 表

施工内訳0-0004号表

頁0-0010

15.3 m² 当り

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
土木一般世話役	1.0	人			R2500
左官	4.0	人			R3500
*** 合 計 ***	15.3	m ²			
*** 単位当り計 ***	1	m ²			

張りコンクリート工（防草コンクリート）
 人力打設（-1.0 H 1.0かつW 1.0）

S1421

施 工 内 訳 表

施工内訳0-0005号表

1 式 当り

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
♪ 張りコンクリート工（基面整正）	5.10	m ²			S1422 施工内訳0-0006号表
♪ 張りコンクリート工（型枠工） 防草コンクリート	0.00	m ²			S1423 施工内訳0-0007号表
♪ 張りコンクリート工（コンクリート打設） 1 8 - 8 - 2 0（高炉） 目地材：有り 人力打設（-1.0 H 1.0かつW 1.0）	5.10	m ²			S1424 施工内訳0-0008号表
♪ 張りコンクリート工（養生） 防草コンクリート	5.10	m ²			S1425 施工内訳0-0010号表
*** 単位当り計 ***	1	式			
A=3 防草コンクリート C=5.1 基面整正面積（m ² ） E=0 型枠面積（m ² ）			B=2 有（張りコンクリート工で基面整正を計上） D=8 人力打設（-1.0 H 1.0かつW 1.0） F=5.1 コンクリート打設表面積（m ² ）		
G=50 張りコンクリート平均厚（mm） I=1 有り			H=1 1 8 - 8 - 2 0（高炉） K=1 -4- -1		

♪ 張りコンクリート工（基面整正）

S1422

施 工 内 訳 表

施工内訳0-0006号表

頁0-0012

100

m² 当り

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
土木一般世話役	1.20	人			R2500
普通作業員	3.20	人			R0200
諸雑費	1	式			#20
*** 合 計 ***	100	m ²			
*** 単位当り計 ***	1	m ²			
A=1 -4- -4					

施 工 内 訳 表

施工内訳0-0007号表

張りコンクリート工（型枠工）
防草コンクリート

S1423

10 m² 当り

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
土木一般世話役	0.43	人			R2500 1
型わく工	0.86	人			R3300 1
普通作業員	0.52	人			R0200 1
諸雑費	12.00	%			#01
*** 合 計 ***	10	m ²			
*** 単位当り計 ***	1	m ²			
A=3 防草コンクリート			B=1 -4- -4		

施 工 内 訳 表

張りコンクリート工（コンクリート打設） S1424

施工内訳0-0008号表

18-8-20（高炉）目地材：有り

人力打設（-1.0 H 1.0かつW 1.0）

100

m² 当り

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
土木一般世話役	1.00	人			R2500 1
普通作業員	3.20	人			R0200 1
生コン単価（高炉セメントB） 強度（18 - 20） スランプ（ 8 cm）	6.05	m3			S1401 施工内訳0-0009号表
諸雑費	3.00	%			#01
*** 合 計 ***	100	m ²			
*** 単位当り計 ***	1	m ²			
A=3 防草コンクリート C=50 コンクリート平均厚（mm） E=1 有り			B=8 人力打設（-1.0 H 1.0かつW 1.0） D=1 18-8-20（高炉） G=1 -4- -1		

施 工 内 訳 表

施工内訳0-0009号表

生コン単価（高炉セメントB）
強度（18 - 20）

S1401
スランプ（ 8 cm）

1 m3 当り

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
生コンクリート 18 - 8 - 20（普通）	1.0	m 3			T0921
高炉Bセメント補正	1.0	m 3			T0900
*** 単位当り計 ***	1	m3			
A=3 高炉セメント（B） C=2 スランプ（ 8 cm）			B=1 強度（18 - 20） D=1 公共単価		

施 工 内 訳 表

張りコンクリート工（養生）
防草コンクリート

S1425

施工内訳0-0010号表

100

m² 当り

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
土木一般世話役	0.09	人			R2500 1
普通作業員	0.31	人			R0200 1
諸雑費	2.00	%			#01
*** 合 計 ***	100	m ²			
*** 単位当り計 ***	1	m ²			
A=3 防草コンクリート			B=1 -4- -6		

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
ダンプトラック 運転費 2 t 積級	0.40	h			S0010 施工内訳0-0012号表
*** 単位当り計 ***	1	台			
A=1 D . T 2 t 積 C=4.8 運搬状況による係数（β） E=1 参-共-11			B=3 運搬距離（片道：km） D=1 良好な作業		

ダンプトラック 運転費
2 t 積級

S0010

施 工 内 訳 表

施工内訳0-0012号表

1 h 当り

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
ダンプトラック [オンロード・ディーゼル] 2 t 積級	1	時間			M1002
ダンプトラックタイヤ損耗費 2 ~ 3t 積級 良好	1	時間			MS020
軽油	3.500	L			T0002
運転手 (一般)	0.17	人			R1500
諸雑費	1	式			#10
*** 単位当り計 ***	1	h			
A=1 2 t 積級 C=1 良好 (舗装道)			B=11 補正なし D=4 潮待割増なし		

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
産業廃棄物受入料	1.00	t			
*** 単位当り計 ***	1	t			
A=5 産業廃棄物木くず C= 受入料金（円 / 単位）			B=2 t 当り		

入力データ一覧表

頁0-0020

コード	名 称 ・ 規 格 な ど	数 量 / 単 位	単 価 金 額	条 件 名 称 条 件 名 称
X1000	＊ ＊ 本工事費 ＊ ＊			
Y01000000	牟田川 レベル 1	式		
Y01010000	石積補修工 レベル 2	式		
V0002	目地付着物除去工	15 m ²		
V0003	石積空洞部洗浄下地処理工	15 m ²		
V0005	石積専用接着剤注入工	367 リットル		
V0006	表面刷毛引工	15 m ²		
Y01010000	張りコンクリート工 レベル 2	式		
S1421	張りコンクリート工（防草コンクリート） 人力打設（-1.0 H 1.0かつW 1.0）	1 式		A=3,B=2,C=5.1,D=8,E=0,F=5.1,G=50,H=1,I=1,K=1 A=防草コンクリート,B=有（張りコンクリート工で基面整正を計上）,C=基面整正面積（m ² ）,D=人力打設（-1.0 H 1.0かつW 1.0）,E=型枠面積（m ² ）,F=コンクリート打設表面積（m ² ）,G=張りコンクリート平均厚（mm）,H=1 8 - 8 - 2 0（高炉）,I=有り,K=-4 - -1
G0000	＊ ＊ 直接工事費 ＊ ＊			
Z0005	準備費	式		
YZ5010000	木根等処分費	式		
F0001	伐木 広葉樹等	3 本		
S2585	ダンプトラック運搬（伐木・除根） 運搬距離（3）km	1 台		A=1,B=3,C=4.8,D=1,E=1 A=D・T 2 t 積,B=運搬距離（片道：k m）,C=運搬状況による係数（β）,D=良好な作業,E=参-共-11
#0043	＊ 処分費（準備費内） ＊			

入力データ一覧表

頁0-0021

コード	名 称 ・ 規 格 な ど	数 量 / 単 位	単 価 額	条 件 名 値 称
S9910	産業廃棄物受入料 産業廃棄物木くず	1 t		A=5, B=2, C= A=産業廃棄物木くず, B= t 当り, C=受入料金 (円 / 単位)
Z0050	共通仮設費 (率分)			
		式		
G1000	* * 共通仮設費計 * *			
G2000	* * 純工事費 * *			
Z0020	現場管理費			
		式		
G2900	* * 現場管理費計 * *			
G4000	* * 工事原価 * *			
Z0030	一般管理費			
		式		
Z0031	契約保証費			
		式		
G4100	* * 一般管理費等計 * *			
G4800	* * 工事価格 * *			
Z0038	消費税相当額			
		式		
G5000	* * 請負工事費 * *			
G6000	工事価格計			
Z0039	消費税相当額計			
		式		
G4900	請負工事費計			

登録単価一覧表

頁0-0022

コード	名称・規格1・規格2	単位	単価 (0. 4. 8)	単価 (1. 5. 9)	単価 (2. 6)	単価 (3. 7)	特殊集計 集計区分
F0001	伐木 広葉樹等 20cm以上30cm未満	本	2,935				
F0004	塗布型吸水調整剤 ユニレックス3	kg	1,060				
F0006	石積専用接着剤 モルダムエース	セット	11,800				
F0007	小型注入ポンプ損料 吐出料2.3l/min～10.3l/min	台	1,600				

機 労 材 集 計 表

頁0-0023

項番	単価 コード	集計 区分	単 価 値	数量累計	単 位	単 価 名 称	集 計 区 分 名 称
1	M1002	191		0.4000	時間	ダンプトラック [オンロード・ディーゼル]	運搬・荷役機械等
2	MS020	191		0.4000	時間	ダンプトラックタイヤ損耗費	運搬・荷役機械等
3	R0100	202		1.8350	人	特殊作業員	労務単価
4	R0200	202		3.1576	人	普通作業員	労務単価
5	R0700	202		4.7762	人	石工	労務単価
6	R1500	202		0.0680	人	運転手 (一般)	労務単価
7	R2500	202		3.9126	人	土木一般世話役	労務単価
8	R3300	202		0.0000	人	型わく工	労務単価
9	R3500	202		3.9216	人	左官	労務単価
10	T0002	221		1.4000	L	軽油	3-1 燃料類
11	T0900	214		0.3085	m 3	高炉 B セメント補正	1-2 生コン補正
12	T0921	215		0.3085	m 3	生コンクリート	1-3 生コンクリート

数量計算表

工種	項 目		計 算 式 (上段：当初，下段：変更)	数量 上段：当初 下段：変更	設計数量 (上段：当初) (下段：変更)	単位	備 考
	種 別	細 別					
施工延長	河川工事 (牟田川)		1.0	1.0	1.0	式	
		計			1.0	式	
【本工事】							
石積接着補強工	目地付着物除去工		15.3	15.3	15	m2	
	石積空洞部洗淨 下地処理		15.3	15.3	15	m2	
	石積専用 接着剤注入工		367.2	367.2	367	リットル	
	表面刷毛引工		15.3	15.3	15	m2	
張りコンクリート	張りコンクリート	A=5.1m2 t=50mm 基面整正・目地あり 人力打設（-1.0≦H≦1.0かつW<1.0）	1.0	1.0	1	式	
準備費		広葉樹等	3.0	3.0	3		
	伐木	20cm以上30cm未満				本	
	ダンプトラック運搬	伐木・除根 運搬距離3km D,I 2t積	1.0 (想定数量)	1.0	1	台	
	産業廃棄物受入料	産業廃棄物木くず	1.0 (想定数量)	1.0	1	t	

積算単価根拠表

工 事 名：令和8年度 市単独事業 牟田川河川改修工事
路 線 名：牟田川
工事場所：阿久根市折口地内

公共事業設計単価
建設物価
積算資料
建設機械等損料算定表

令和8年8月1日
令和8年8月
令和8年8月
令和6年度版

コード 番 号	単価コード 名 称	材質 及び 規格・寸法	単 位	決定単価 (円)	公共単価		建設物価		積算資料		建設機械		見積単価 (円)			見積平均価格 (円)	備 考
					(円)	P	(円)	P	(円)	P	(円)	P	A 社	B 社	C 社		
F0001	伐木	広葉樹等 20cm以上30cm未満	本			284											

1 : 50,000 地形图

位置図



阿久根市役所

「この地図は、幾野藩領土地開拓使の委託を経て、同院発行の15万分の1地形図を複製したものである。」（承諾番号 平目丸座、第 430 号）

1:50,000

受援區東市和縣半利和大字號之附丁日 售(664)第—0592國乙漫印明也

特記仕様書

第1章 総則

(総則)

第1条 この特記仕様書は、次の工事に適用する。

工 事 名：令和8年度 市単独事業 牟田川 河川改修工事
工事場所：牟田川（阿久根市 折口 地内）

第2条 この工事は、契約図書及び図面によるほか、この特記仕様書ならびに下記仕様書等その他諸法を遵守し施工しなければならない。

なお、本特記仕様書及び共通仕様書、要綱、指針、示方書（最新版）に記載されていない事項で疑義が生じた場合は、別紙「工事打合簿」により監督職員（以下「甲」という。）と協議し、かつその指示に従うこと。

- (1) 土木工事共通仕様書（鹿児島県土木部制定）
- (2) 土木工事施工管理基準（鹿児島県土木部制定）
- (3) 土木請負工事必携（鹿児島県土木部制定）
- (4) 河川事業設計基準書（鹿児島県土木部河川課制定）
- (5) コンクリート標準示方書（土木学会制定）
- (6) 建設副産物適正処理推進要綱＜改定＞（国土交通省）
- (7) 土木工事安全施工技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課）
- (8) その他関係要綱、指針、示方書等

第3条 この工事の契約数量は、別添「本工事内訳書」のとおりとする。

なお、この数量に変更を生じた場合は、甲乙協議のうえ契約変更の対象とする。
ただし、出来形等に係る設計値は図面及び構造物調書のとおりとする。

第4条 契約の保証は、当初請負金額が 500 万円を超える場合、請負金額の 10 分の 1 以上の金銭的保証を要す。

(前払金)

第5条 保証事業会社の保証がなされている請負金額 500 万円以上のものについては、請負金額の 10 分の 4 以内で前払金を請求することができる。

なお、当初設計においては前記の前払金を受けるものとして一般管理費の率を計上してあるが、前払金を受けない場合でも、一般管理費の率は変更の対象としない。

2 次に掲げる要件のいずれにも該当し、前項により前払金の支払いを受けた後、保証事業会社と中間前払金に関する保証がなされたものについては、請負金額の 10 分の 2 以内で中間前払金を請求することができる。

ただし、契約に当たり部分払することを選択した場合は、中間前金払を行わないこととする。さらに、前払金と中間前払金との合計は請負金額の 10 分の 6 を超えないものとする。

- (1) 工期の 2 分の 1 を経過していること。
- (2) 工程表により工期の 2 分の 1 を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負金額の 2 分の 1 以上の額に相当するものであること。

- 3 前金払を請求する場合は、請求書に保証事業会社の保証に係る保証証書を添付して提出しなければならない。

(部分払金)

第6条 部分払は、請負金額が 500 万円以上の場合、2 回まで（既に前払いがなされているときは 1 回迄）行えるものとする。ただし、中間前金払があるときは、原則として部分払いは行わない。

(工事カルテ作成、登録)

第7条 請負者は、受注時又は変更時において工事請負代金額が 500 万円以上の工事について、実績情報システム（CORINS）に基づき、受注・変更・完成時に工事实績情報として「通知書」を作成し監督職員の確認を受けた上、受注時は契約後 10 日以内（土、日、祝日等を除く）に、登録内容の変更時は変更があった日から 10 日以内（土、日、祝日等を除く）に、完成時は工事完成後 10 日以内（土、日、祝日等を除く）に（財）日本建設情報総合センターに登録しなければならない。

変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。ただし、工事請負代金 2, 500 万円を超えて変更する場合には変更時登録を行うものとする。

また、登録完了後は、（財）日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」を、直ちに監督職員に提出しなければならない。なお、変更時と完成時の間が 10 日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

(電子納品)

第8条 本工事は、電子納品対象工事とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「阿久根市電子納品ガイドライン（案）（令和 4 年 1 月）：（以下「ガイドライン」という。）」に定める基準に基づいて作成した電子データを指す。

【阿久根市ウェブサイト】

ホーム > 市政情報 > 施策・計画 > 土木・建築・交通 > 電子納品

- 2 ガイドラインに基づき作成した電子成果品は、電子媒体で正本・副本各 1 部の計 2 部提出する。電子納品レベル及び成果品の電子化の範囲については、事前協議を行い決定する。

(技術者)

第9条 請負者は、測量・調査・施工管理・検査のために専属して経験のある技術者を常置し、監督職員の指示に応じなければならない。

(監理技術者等の専任を要しない期間)

第10条 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、打合せ記録簿により明確となっていることを条件に、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定めること。

- 2 工事完成後、検査が終了し、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、

発注者が工事の完成を確認した旨、請負者に通知した日（「工事目的物引受書」等における日付）とする。

（配置技術者等の途中交代）

第11条 配置技術者の途中交代が認められる場合としては、主任技術者又は監理技術者の死亡、傷病、退職等、真にやむを得ない場合の他、下記に該当する場合である。

- （1） 請負者の責によらない理由により工事中止又は工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合
- 2 前1項の場合にあっても、請負者と発注者が協議し、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められる場合のみ途中交代が可能となる。

（現場代理人の工事現場への常駐を要しない場合）

第12条 現場代理人は現場に常駐し、その運営、取締りを行うこととされているが、以下のいずれかの要件を満たす場合に、工事請負契約書第10条第3項の「工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない」ものとして取り扱うこととする。ただし、いずれの場合にも連絡が常にとれる体制を確保する必要や現場保全の義務（現場の巡回等）があるため、現場代理人を設置しておくことは必要である。

- （1） 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
 - （2） 工事請負契約書第20条により工事が一時中止されている期間
 - （3） 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間。また、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一の現場代理人が、これらの製作を一括して運営、取締りを行うことができるものとする。
 - （4） 前3号に掲げる期間のほか、請負者から工事完成の通知があり、完成検査、事務手続、後片付け等のみが残っているなど、工事現場において作業等が行われていない期間
- 2 発注者への報告
- 前1項の要件を満たす場合は、現場代理人の工事現場における常駐は不要とし、他の工事と兼務することを可能とするが、「工事打合簿」等により、工事現場において作業等が行われていない期間を明確にしておくこと。

第13条 現場代理人の兼任

1 現場代理人の兼任を認める工事

現場代理人は、請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の運営、取締りのほか、工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項（請負代金の変更、契約の解除等を除く。）を処理する受注者の代理人であるが、次の(1)から(5)のすべてを満たし、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がないと発注者が認めた場合、工事現場の兼任を認めるものとする。

また、主たる工種が区画線工事の場合、次の(1)、(2)及び(6)の全てを満たし、工事現場における運営、取り締まり及び権限の行使に支障がないと発注者が認めた場合は工事現場の兼任を認めるものとする。

なお、専任の主任（監理）技術者と現場代理人を兼務する場合において、専任の技術者配置の特例により他の現場と兼任が認められた工事については、(2)、(4)、(5)の要件を満たすものとし、兼任できる工事は2件までとする。

- (1) 兼任できる工事は3件までとし、それぞれの工事の請負金額が4,500万円*未満であること。ただし、設計変更により、工事の請負金額が4,500万円*以上となり、各々の工事における主任（監理）技術者と現場代理人が異なる場合においては、受発注者協議の上、兼任することが出来る。
 - (2) 発注者又は監督員と常に携帯電話等で連絡をとれること。
 - (3) 兼任する工事の相互の移動は、概ね1時間以内であること。
 - (4) 発注者又は監督員が求めた場合には、工事現場に速やかに向かう等の対応を行うこと。
 - (5) 兼任する現場代理人は、必ず担当工事現場のいずれかに常駐するとともに、1日1回以上、担当工事現場を巡回し、現場管理等に当たること。
 - (6) 兼任する現場代理人は、必ず担当する工事現場のいずれに常駐するとともに、それぞれの現場稼働日は重複しないこと。
- ※ 建築一式工事は、9,000万円

2 手続き

現場代理人の兼任を行う場合には、「兼任（変更）申請書」（別紙1）を提出し、発注者の承認を得たのち、必要に応じ、「現場代理人等選任（変更）通知書」により、発注者に通知すること。

なお、各々の工事において、発注者に現場代理人の兼任の承認を得ること。

3 受注者に対する措置請求

安全管理の不徹底や現場体制の不備に起因する事故等が発生した場合、建設工事請負契約書第12条に基づき、受注者に対して、必要な措置をとるべきことを請求するものとする。

（施工体制台帳の作成等について）

第14条 本工事の請負者は、建設工事の一部を下請に付する場合は、施工体制台帳及び添付書類を作成し、工事現場に備え置くとともに、その写しを監督職員に遅滞なく（遅くとも下請工事の着手前までに）提出すること。また、施工体制台帳の記載事項又は添付書類に変更があったときは、その都度、当該変更があった年月日を付記して、変更に関する事項について、作成し提出すること。

（施工体系図の作成等について）

第15条 本工事の請負者は、工事を施工するために、建設工事の一部または以下のアからエの業務を下請に付する場合は、施工体系図を作成し、工事の期間中、工事現場の工事関係者が見やすい場所及び公衆の見やすい場所に掲示するとともに、その写しを監督職員に遅滞なく（遅くとも下請工事または業務の着手前までに）提出すること。また、施工体系図の記載事項に変更があったときは、その都度、変更に関する事項について、作成し提出すること。

- ア 伐採及び測量・調査等の工事現場で作業を行う業務
- イ 土砂やコンクリート殻等の運搬のみを行う業務
- ウ 工事現場の警備（交通誘導を含む）を行う業務
- エ その他監督職員が記載を指示した業務等

第2章 工事の施工

(国土調査の基準点等測量標識等の保全)

第16条 施工区域内に国土調査の基準点等測量標識等がある場合は、その取り扱いについて監督職員に指示を仰ぐとともに、施工前に設置者と協議すること。

第17条 本工事の施工にあたっての施工条件を下記に明示するので、請負者は、施工計画書の作成及び工事施工時において、十分留意するものとする。

なお、明示した施工条件に変更が生じた場合は、契約変更の対象とする。また、工事実施期間中に発生した施工条件についても、甲・乙協議し契約変更の対象とする。

1 工事着手前に地元区長及び地域住民に対して周知を図ること。

(管内(県内)建設業者の優先使用)

第18条 請負業者は、工事の一部を下請けに付する場合は、北薩地域振興局管内に主たる営業所を有する者を使用するよう努めることとする。

(県産資材の優先使用について)

第19条 工事に使用する資材については、県内で産出、生産または製造されたもの(以下「県産資材」という。)の優先使用に努めることとし、さらに、県産資材以外の資材等についても、県内に本店を置く資材業者等から調達するよう努めることとする。

再生切込砕石については、原則として、かごしま認定リサイクル製品認定制度の認定を受けた製品を使用すること。

第20条 工事等の施工にあたって要する物品等の調達について

- 1 資材、機械の購入や借入れ等をする場合は、可能な限り阿久根市内業者を優先して活用すること。
- 2 建設現場内における飲食のほか、現場事務所内で必要とされる事務用品等の購入は可能な限り阿久根市内業者から購入すること。

第21条 再生資源利用計画

受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に写しを提出しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画を工事現場の公衆が見やすい場合に掲げなければならない。

第22条 再生資源利用促進計画

受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設発生汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に写しを提出しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用促進計画書を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

第23条 産業廃棄物管理票(マニフェスト)の提出

本工事の施工により発生する産業廃棄物については、処分状況等の記録(E票の写し及び産業廃棄物管理票(マニフェスト)総括表(別添様式1))を工事完成図書に添付す

ること。

なお、工事完了時点で最終処分が完了せず、E票が処分業者より返送されていない場合は、A票、B2票及びD票のうち直近に返送されたものの写しを添付すること。

ただし、この場合においても、最終処分が完了し、E票が処分業者より返送され次第、直ちに同票の写しを提出すること。

(産業廃棄物税)

第24条 本工事により発生する建設廃棄物のうち、焼却施設及び最終処分場に搬入する産業廃棄物には、産業廃棄物税が課税されるので適正に処理すること。

(過積載等の防止)

第25条 ダンプトラック等による過積載等の防止について以下のことを遵守すること。

- (1) 工事用資機材等の積載超過のないようにすること。
- (2) 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。
- (3) 資材等の過積載を防止するため、資材の購入等に当たっては、資材納入業者等の利益を不当に害することがないようにすること。
- (4) さし枠の装着又は物品積載装置の不正改造をしたダンプカーが、工事現場に出入りすることがないようにすること。
- (5) 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」(以下法という)の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。
- (6) 下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するに当たっては、交通安全に関する配慮に欠けるもの又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。
- (7) 第1号から第6号のことにつき、下請契約における請負者を指導すること。

第3章 その他

(暴力団関係者による不当介入を受けた場合の措置)

第26条 阿久根市が発注する建設工事等(以下「市工事等」という。)において、暴力団関係者による不当要求又は工事妨害(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、その旨を遅滞なく市(発注者)及び警察に通報すること。市工事等において、暴力団関係者による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、市(発注者)と協議を行うこと。

(ヤンバルトサカヤスデのまん延防止)

第27条 ヤンバルトサカヤスデのまん延を防止するため、当該現場での土壌や植物等の搬出入に当たっては、別添「ヤンバルトサカヤスデのまん延防止対策について」を参考に、十分注意を払うとともに、ヤンバルトサカヤスデの棲息が確認された場合は、まん延防止対策を講ずる必要があるため、棲息状況等の調査を行い、監督職員に報告すること。

(熱中症対策に資する現場管理費の補正について)

第28条 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行対象工事である。

- 2 試行にあたっては、「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について」に基づき行うものとする。
- 3 「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について」は阿久根市ホームページか

ら取得できる。

(週休2日)

第29条 本工事は、「週休2日」試行工事（受注者希望型）の対象である。

- 2 試行に当たっては、『「週休2日」試行工事実施要領』に基づき行うものとする。
- 3 実施要領は、阿久根市ホームページから取得できる。

【別添】

ヤンバルトサカヤスデのまん延防止対策について

1 土・樹木等の措置

- (1) 発生地区からの搬出を極力抑えることを原則とする。
- (2) 廃棄樹木等については、一般廃棄物、産業廃棄物が取扱いが可能な焼却施設で焼却処理する。
一般廃棄物：市町村の所管する焼却施設、業の許可を有している民間の焼却施設
産業廃棄物：業の許可を有している民間の焼却施設（産業廃棄物税が発生します。）

2 工事区域周辺部の措置

周辺部への拡散を防止するため、周辺部に薬剤散布等の措置を行う。

3 やむを得ず、土・樹木等を発生地区から搬出する場合の措置

- (1) 薬剤処理・薰蒸処理後、搬出する。
- (2) 薬剤処理の困難な農作物等の搬出の場合は、付着土壌の除去、目視除去後、搬出する。

4 発生地区に搬入した建設機材や農・林業工作機械の措置

付着土壌の除去並びに薬剤処理後、搬出する。

5 未発生地区での措置

発生地区からの土・樹木等の搬入や農・林業工作機械の移動等があった場合は、上記1～3の措置が講じられているかを確認する。

※奄美群島以外でヤンバルトサカヤスデの発生が確認されている地区

H11：南九州市（旧穎娃町、旧知覧町）、
H14：指宿市（旧山川町）、屋久島町（旧屋久町）
H15：鹿児島市（旧吉田町）、日置市（旧吹上町）、枕崎市
H16：鹿児島市
H17：指宿市
H22：出水市、南さつま市
H25：霧島市、阿久根市
H26：鹿屋市、姶良市
H29：長島町
R03：西之表市、中種子町、錦江町
R04：肝付町、薩摩川内市、いちき串木野市、南大隅町
R06：大崎町
R07：志布志市

(別紙報告書)

安全・訓練等の実施状況報告書

安全・訓練等の実施状況報告書

[illegible]

(別紙 1)

工 事 打 合 簿

発議者	○ 発注者	○ 請負者	発議年月日	令和 年 月 日
発議事項	☐ 指示 ☐ 協議 ☐ 通知 ☐ 承諾 ☐ 提出 ☐ 報告 ☐ 届出 ☐ その他（ ）			
工事名			請負者名	
(内 容)				
添付図 葉、そのた添付図書 受領書 1 式				
処理・回答	発注者	上記について ☐ 指示 ☐ 承諾 ☐ 協議 ☐ 通知 ☐ 受理 します。 ☐ 変更契約の対象とするので、別途変更指示書にて通知します。 ☐ 緊急を要するものであるため、工事打合簿により指示します。 併せて、変更契約の対象となるので、別途変更指示書にて通知します。 ☐ その他（ ）		
	請負者	上記について ☐ 了解 ☐ 協議 ☐ 提出 ☐ 報告 ☐ 届出 します。 ☐ その他（ ）		
		監督職員	令和 年 月 日	
		現場代理人	令和 年 月 日	

課長	技術 補佐	総 括 監督員	監督員

現 場 代理人	主 任 技術者

別紙 1

令和 年 月 日

契約担当者

殿

請負者
商号又は名称
代表者の氏名

現場代理人の兼任（変更）申請書

下記工事について、現場代理人を兼任したいので（変更）申請します。
なお、両工事の施工に当たっては、関係法令等を遵守し、安全管理及び工程管理に留意します。

記

①兼任する工事 (県土木部工事)	主任技術者		
	現場代理人		
	工事名		
	工事場所		
	工期		
	請負金額(税込み)		
	現場代理人不在の間の 緊急連絡先	氏名	
		連絡先	
②兼任する他の工事	主任技術者		
	現場代理人		
	工事名		
	工事場所		
	工期		
	請負金額(税込み)		
	発注機関名		
	監督員氏名		
	発注機関の連絡先		
③兼任する他の工事	主任技術者		
	現場代理人		
	工事名		
	工事場所		
	工期		
	請負金額(税込み)		
	発注機関名		
	監督員氏名		
	発注機関の連絡先		
工事現場の相互の 距離・移動時間	①-②	km	分
	①-③	km	分
	②-③	km	分

○添付書類：兼任する他の工事の当初契約書（写し）（※契約前の工事については後日提出）
○兼任する他の工事について、兼任の承認を受けていることがわかる書類の写しを後日提出すること。

材料使用承認願

工 事 名

請 負 業 者 名

工 期

現場代理人

路線（河川名）

総 括 監 督 員

工事箇所名

監 督 員

[illegible]

産業廃棄物管理票(マニフェスト)総括表

年 月 日

工 事 名 :

工事場所：

請負者名：

現場代理人氏名：

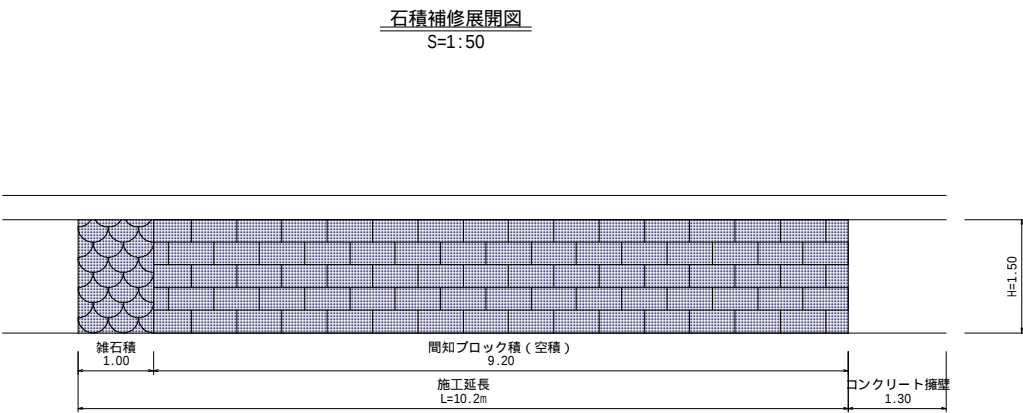
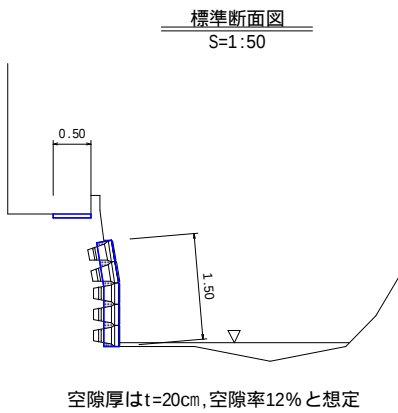
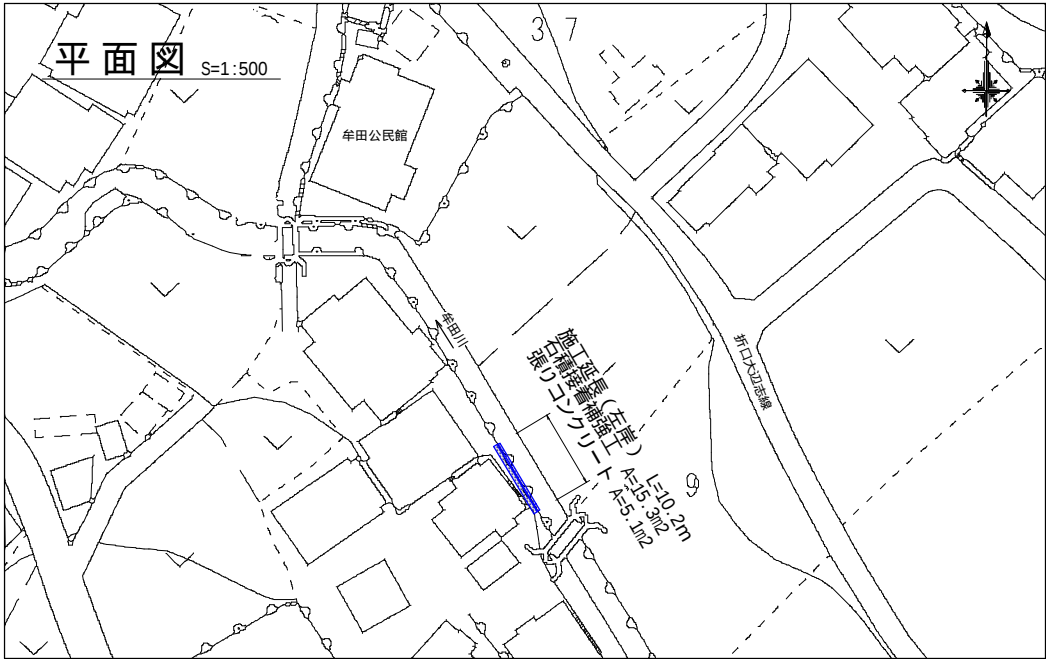
[illegible]

※1 廃棄物の品目毎に作成すること。

2 収集業者と運搬業者、中間処理業者と最終処分業者が異なる等の場合は、適宜項目を追加し作成すること。

3 E票が処分業者より返送されていない場合は、直近に返送された管理票の確認日を備考欄に記載すること。

令和 8 年度 市単独事業 牟田川河川改修工事



数量表			1.0ヶ所当り	
名 称	摘 要	計 算 式	数 量	単 位
目地付着物除去工		10.2×1.5=15.3	15.3	m ²
洗浄下地処理		10.2×1.5=15.3	15.3	m ²
石積専用接着剤 注入工	モルダムエース	15.3×200/1000×0.120×1000=367.2	367.2	リットル
表面刷毛引き工		10.2×1.5=15.3	15.3	m ²
張りコンクリート	t=50mm	10.2×0.5=5.1	5.1	m ²

$$\text{推定注入量(V)} = \text{施工面積(m}^2\text{)} \times \frac{\text{空隙厚(t)}}{1000} \times \text{注入率(P)} \times 1000$$

注入量は推定であり、実績により変更することとする。

実施設計図

阿 久 根 市	
工 事 名	令和 8 年度 市単独事業 牟田川河川改修工事
河 川 名	牟田川
工事箇所	阿久根市 折口 地内
図面種類	平面図・標準断面図・展開図
縮 尺	各 図 参 照
図面番号	全 1 葉 第 1 号